

はしがき

本書は、本年（2020年）8月に UK の Routledge から出版された Workplace Mental Health Law : Comparative Perspectives の邦語版である。本書は、メンタルヘルスなないしそれに関わる問題とは何か、それを未然に防止すると共に、いったん生じた場合に適正に解決するために有効な法制度や法解釈とは何かを解明するため、筆者らが2011年から2013年にかけて、関連分野（精神医学、経営学、産業医学、社会学）の専門家と連携しながら、6か国（UK、ドイツ、フランス、デンマーク、オランダ、アメリカ）を対象に実施した比較法制度調査の結果と、その後実施したフォローアップ調査の結果を基礎としている。

メンタルヘルスは、組織の経営改善からパーソナリティや発達に問題を抱える個人の職場や職務への適応の支援まで、幅広い課題を内包している。おそらく、支援者は、個人と組織の個性を適切に承認させ、発現させるため、自身及び関係者との対話を促進することが求められる。その実現のためには、労使の対立構造を前提とした責任法理の探求と共に、この問題の関係者全てを巻き込む「円環的な責任構造」を前提とした、包括的で proactive なアプローチが求められる。実質的には、全ての関係者を対立構図に置くより、健康という多義的な目的を達成するための資源とみなすということである。

より具体的には、優先順位を付けつつも、1次予防（問題の未然防止）、2次予防（早期発見・早期介入）、3次予防（事後的な介入と再発防止）の分類に基づいた各分類ごとの措置と、①個別性、②連携的専門性（さまざまな関連分野の専門家による連携）、③多面性、④柔軟性、⑤継続性、⑥人間性（心理的特性の考慮）、⑦客観性、及びこれら全てを包括する⑧手続的理性の8要素の確保が求められる。この際、目標とすべき「健康」自体、自身及び関係者との対話を通じて合意形成される必要がある。

1次予防策では、特に、人選（selection）、教育訓練（training）、動機付け（motivation）、職務設計（job design）などの人事労務管理の基本事項の立て直しの促進、2次・3次予防策では、特に、不調者への所得と雇用の保障、不調者

の休職管理や復職支援への専門的で中立的な機関の介入、企業と精神保健福祉機関の連携を促進するための基本規定やモデル形成などが有効に機能する可能性がある。

もっとも、そうした手続によって母性的支援を尽くしてなお長期にわたって改善しない事例に対しては、退職措置（父性的対応）と（その特性に合った就業支援を含む）社会保障的な救済を正当化する必要もある。個人と組織の持続的な成長や環境適応には、こうした母性と父性の両面が求められる。支援対象の認識に偏りが強いほど、父性と母性の差（懐）を拓けて一対応にメリハリを付けて一対応する必要がある。

なお、本書は、2011-2013年度厚生労働科学研究費補助金（労働安全衛生総合研究事業）『諸外国の産業精神保健法制度の背景・特徴・効果とわが国への適応可能性に関する調査研究』（主任研究者：三柴丈典）の研究成果の一部である。

また、本書の執筆に際して、多くの方々の支援を得た。

原稿のアップデートに際して、フランスについて、笠木映里氏（ボルドー大学1級研究員（Chargée de recherche CNRS, université de Bordeaux））、ドイツについて、水島郁子氏（大阪大学大学院高等司法研究科教授）、アメリカ障害者差別禁止法について、長谷川珠子氏（福島大学行政政策学類法学専攻准教授）、デンマークについて、井村真己氏（沖繩国際大学法学部教授）、オランダについて、高野美代恵氏（オフィスME代表、社会保険労務士）、精神医学について、白波瀬丈一郎氏（慶應義塾大学医学部医学部精神・神経科学教室特任准教授）及び佐渡充裕氏（慶應義塾大学医学部精神・神経科学教室専任講師）、産業医学（産業保健政策）について、堤明純氏（北里大学医学部公衆衛生学単位教授）、経営学について、團泰雄氏（近畿大学経営学部教授）から支援を得た。また、Maria Karanika-Murray氏（Associate Professor, School of Social Sciences, Nottingham Trent University）は、この出版計画の当初から、我々日本人にとって困難な海外での出版に関するさまざまなアドバイスを下さると共に、精神的に支えて下さった。Kevin Daniels氏（Professor, Employment Systems and Institutions, Norwich Business School, University of East Anglia）は、UKのストレス管理基準（Management Standard）や、メンタルヘルスに関する行動科学について、貴重な情報を提供して下さいました。

日本予防医学協会は、筆者が設立した産業保健法学研究会の運営を支え、同

研究会は、本書の執筆を情報面、経費面で支援した。

Alison Kirk 氏 (Senior Commissioning Editor, Routledge, Taylor & Francis Group) は、的確かつサポートティブな編集作業によって、本書の発刊を支援して下さった。Reviewer の方々は、本書の価値を高めるための多くの貴重な示唆を提供して下さいました。また、引用・参照文献の整理につき、金田百永氏の支援を得た。邦語版の出版に際しては、小西英央氏 (法律文化社) が、いつに変わらぬ丁寧な編集作業を行って下さった。

そして、私の指導教授であった盛誠吾一橋大学法学研究科名誉教授、中窪裕也一橋大学法学研究科教授、両親、家族、友人に謝意を表す。

最後に、本書の執筆期間中の2016 (平成28) 年11月21日に、本書の基礎となった厚生労働科学研究プロジェクトで分担研究者を務めて下さった林弘子氏 (宮崎公立大学学長) が逝去された。謹んで生前のご厚情に対する感謝と哀悼の意を表す。

2020年7月吉日

三柴 丈典

本書の発刊に際しては、令和2年度近畿大学学内研究助成金 (KJ02) の助成を受けた。